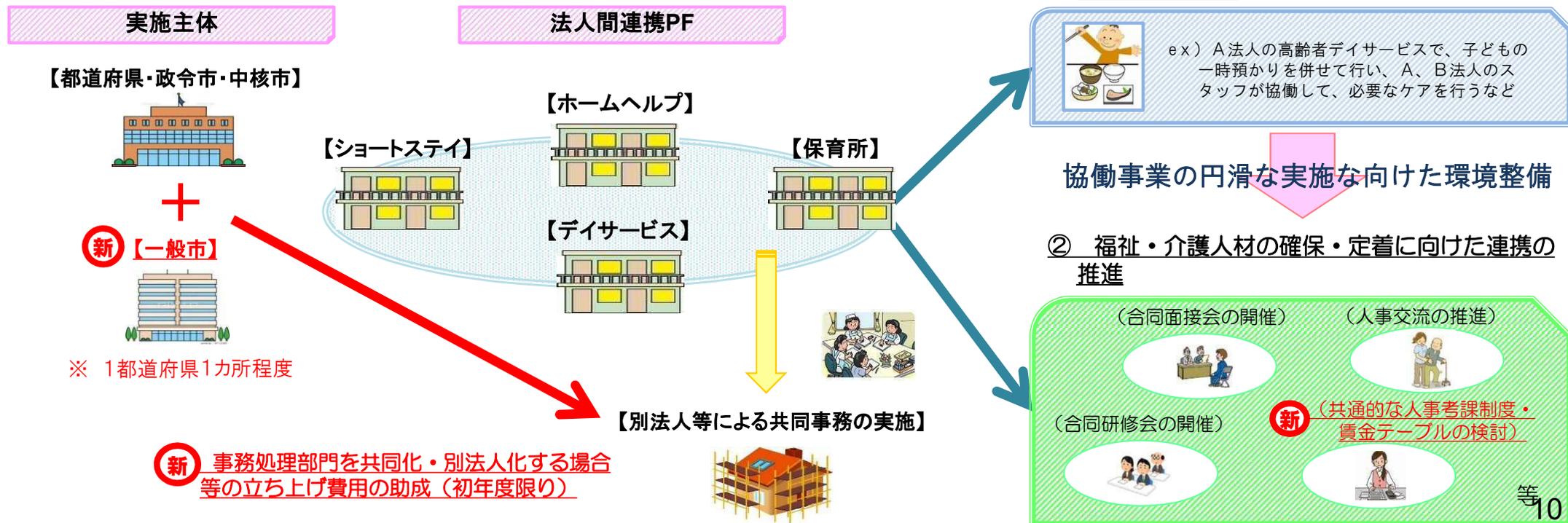


「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の拡充 **【推進枠】**

【要旨】 〔 平成31年度予算額案：1,228,180千円（627,900千円）（（目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金） 〕

- 小規模法人においては、地域貢献のための取組を実施する意欲があっても、職員体制の脆弱性などから、単独でこうした取組を実施することが困難な状況がある。
- 特に社会福祉法人においては、法人の規模にかかわらず、「地域における公益的な取組」の実施が責務化されている。
- このため、こうした課題に対応し、小規模法人であっても地域貢献のための取組を円滑に推進できるような環境整備を図る観点から、複数の小規模法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行する。
- また、協働事業の円滑な実施に向け、ネットワーク参画法人の職員に過度な負担が生じることのないよう、合同面接会や合同研修、人事交流の実施など、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組も併せて推進する。
- なお、平成31年度予算（案）においては、本事業の一層の推進を図りつつ、小規模法人等における経営効率化、人材の確保・定着を促進する観点から、実施主体の拡大や取組内容の充実等事業内容の拡充を図る。

【事業内容】



平成31年度における「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の執行方針について

1. 実施主体

- 都道府県、市（特別区を含む）、都道府県等が適当と認めた団体

- ※1 都道府県等が実施する場合は、社会福祉協議会、経営者団体等の法人に委託可。
- ※2 都道府県等が適当と認めた団体が実施する場合は、都道府県等を通じた間接補助。
- ※3 一般市については、1都道府県当たり1か所程度とする。

指定都市・中核市に加え、
一般市にまで対象を拡充

2. 事業内容

- 次に掲げる取組を実施する。

下線部について、
事業内容を拡充

(1) 法人間連携プラットフォームの設置

都道府県等に、複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」を設置する。

(2) 複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ

法人間連携プラットフォームにおいて、地域の福祉ニーズを踏まえつつ、複数の法人がそれぞれの強みを活かした取組の実施を検討し、社会的に孤立する者に対する見守りや社会参加支援、高齢者に対する支援と子ども一時預かりとを併せて行う共生型サービス、生活困窮者の自立支援など、地域貢献のための協働事業を試行する。

(3) 福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進

法人間連携プラットフォームにおいて、(2)の事業の実施等により、既存職員に過重な負担が生じることのないよう、次のような福祉・介護人材の確保・定着のための取組を推進する。

新規人材を確保するための広報、合同面接会の開催	職員のスキルアップ等のための合同研修の実施
人事交流の推進	適正な経営労務管理体制の構築のための専門家からの助言
<u>共通の人事考課、賃金テーブルの作成に関する助言（新規）</u>	<u>合同福利厚生事業の実施（新規）</u> 等

(4) ネットワーク参画法人の事務処理部門の集約・共同化（新規）

ネットワーク参画法人の事務職員が、共同で報酬請求事務等処理するための別法人を立ち上げる場合等に、その立ち上げ費用（事務所費用や備品購入費用等）を助成。（初年度限りの支援）

3. 国庫補助率

- 定額

4. 国庫補助基準額

- 1の法人間連携プラットフォーム当たり、400万円を基本。
- ただし、法人間連携プラットフォームの設置箇所数の上限は、次のとおりとする。
 - (1) 都道府県が実施する場合：5箇所程度
 - (2) 指定都市が実施する場合：3箇所程度
 - (3) 中核市が実施する場合：2箇所程度
 - (4) 一般市（特別区を含む。）が実施する場合：1箇所程度
- また、2. 事業内容の「(4) ネットワーク参画法人の事務処理部門の集約・共同化」に取り組む場合には、上記に加え、1の法人間連携プラットフォームにつき、320万円を加算する。（初年度限り）